財務省第11入札等監視委員会

平成２６年度第１回定例会議議事概要

<table>
<tr><td>開催日及び場所</td><td colspan="2">平成２６年９月１７日（水）　　高松国税局第一会議室</td></tr>
<tr><td>委員</td><td colspan="2">委員長　藤本　邦人　　（アローズ法律事務所　弁護士）
委　員　平井　健之　　（国立大学法人香川大学経済学部　教授）
委　員　岡林　正文　　（公認会計士）</td></tr>
<tr><td>審議対象期間</td><td colspan="2">平成２６年４月１日（火）～ 平成２６年６月３０日（月）</td></tr>
<tr><td>抽出案件</td><td>４件</td><td>（備考）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">競争入札（公共工事）</td><td rowspan="2">２件</td><td>契約件名：平成26年度香川県内合同宿舎単価契約修繕工事≪建築≫
契約相手方：株式会社坂井工務店
契約金額：1,572,480円
契約締結日：平成26年４月１日
担当部局：四国財務局</td></tr>
<tr><td>契約件名：高松国税総合庁舎バリアフリー設備改修工事
契約相手方：株式会社藤木工務店四国支店
契約金額：3,942,000円
契約締結日：平成26年６月18日
担当部局：高松国税局</td></tr>
<tr><td>随意契約（公共工事）</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">競争入札（物品役務等）</td><td rowspan="2">２件</td><td>契約件名：高松国税局ほか5税務署及び高松国税不服審判所が使用するレンタカー賃貸借業務
契約相手方：株式会社マツダモビリティ香川
契約金額：9,678,960円
契約締結日：平成26年４月１日
担当部局：高松国税局</td></tr>
<tr><td>契約件名：平成26～平成28年度普通財産の管理処分等業務委託（愛媛地域）
契約相手方：日本不動産鑑定株式会社
契約金額：23,649,793円
契約締結日：平成26年４月１日
担当部局：四国財務局</td></tr>
<tr><td>随意契約（物品役務等）</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>応札（応募）業者数１者関連</td><td>１件</td><td>※競争入札（物品役務等）の「平成26～平成28年度普通財産の管理処分等業務委託（愛媛地域）」に同じ</td></tr>
<tr><td>委員からの意見・質問、それに対する回答等</td><td colspan="2">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>委員会による意見の具申又は勧告の内容</td><td colspan="2">なし</td></tr>
</table>

意見・質問	回答
【案件１】 **「高松国税局ほか5税務署及び高松国税不服審判所が使用するレンタカー賃貸借業務」** 契約相手方 ：株式会社マツダモビリティ香川 契 約 金 額 ：9,678,960円 契約締結日 ：平成26年４月１日 担 当 部 局 ：高松国税局	
単価契約をしているが、借上予定数量が極端に増減した場合はどのようになるのか。	あくまでも単価を契約しているので借上台数が増減することはあり得るが、仕様書では、予定数量の増減があっても異議を申し立てないこととなっている。
借上数量が極端に増え、費用が増えることはないのか。	25年の利用実績を基に予定台数を算定しているため、極端に増えることはないと思われる。
【案件２】 **「第26年度　香川県内合同宿舎単価契約修繕工事（建築）」** 契約相手方 ：株式会社坂井工務店 契 約 金 額 ：1,572,480円 契約締結日 ：平成26年4月1日 担 当 部 局 ：四国財務局	
入札参加者3者の応札金額の価格差が大きい理由は何か。	各参加者により、従事する技術者の人数等の相違から応札価格が違うものと思慮される。 また、落札者からの聞取りでは、修繕内容等から検討し、企業努力により当該金額で応札したとのことであった。
過去の修繕実績から、今年度の単価契約は同程度の修繕件数が発生すると思われるのか。	単価契約も含めての小修繕は、本局で年間180件～200件程度ある。このうち、今年度の単価契約項目は36項目を設定しており、修繕件数は例年程度になるものと想定している。
通常、経年により修繕件数も増加していくものと思われ、応札者は予定数量以上の修繕件数の発生があることを期待しての応札額となっているのか。	各社の応札額の考え方は分からないが、今年度の実績と過去の実績を勘案し、来年度も修繕項目、予定数量の見直しを行っていきたいと考えている。
当契約では、数量は予定数量としているが、予定数量が大きく下回った場合の意義申し立てはできるのか。また、入札資料等にその旨記載はあるのか。	入札配布資料の中の「合同宿舎単価契約修繕工事仕様書」に、当該「予定数量」は契約数量を確約するものではないことを条件としている。

【案件３】 **「高松国税総合庁舎バリアフリー設備改修工事」** 契約相手方 ：株式会社藤木工務店四国支店 契 約 金 額 ：3,942,000円 契約締結日 ：平成26年６月18日 担 当 部 局 ：高松国税局	
基準に適合しなくなったために改修工事を行ったとのことだが、その基準とはどのようなものか。	高松国税局が建った昭和57年当時は建築基準法の傾斜基準は７度（１／８）であった。 高松国税局の傾斜は６度（１／１０）であるため当時の基準は満たしていたが、平成18年12月20日に施行されたバリアフリー法では基準が５度（１／１２）となったために基準に適合しなくなった。 今回の改修工事により５度（１／１２）となり、基準に適合する。
入札金額に階差があるのはなぜか。	聞き取りしたところ、この工事を行う気構えがあるのは上位４社だけで、後の２社は国税局の工事に入札しておくことに意義がある（名前を知ってもらう）との考えで入札しただけである。
【案件４】 **「第26～28年度** **普通財産の管理処分等業務委託（愛媛地域）」** 契約相手方 ： 日本不動産鑑定株式会社 契 約 金 額 ：23,649,793円 契約締結日 ： 平成26年4月1日 担 当 部 局 ： 四国財務局	
１者応札の理由は何か。愛媛県は広いので、３つの地域（東予、中予、南予）に分割して入札をすれば応札者が増加するのではないか。	３つの地域に分割して入札をすれば応札者が増加する可能性はある。しかし、財産が中予地域にかなり集中しており、他の地域だけでは契約が成り立たないという状況であるため、愛媛県全域を対象としている。 なお、応札者が少ない理由について宅地建物取引業協会へヒアリングしたところ、「業務内容が特殊かつ未経験の業務であるため、それに対応する労力等を考えると、業者は参加しづらいのではないか」という意見があった。今後、経験する業者が増えると裾野が広がり、徐々に増えていくのではないかと考えている。
国の契約は一般的に単年の１年契約であったと思うが、本件のように３年の複数年で契約できるものなのか。	基本的に国の予算は単年度予算主義であり、１年契約となっているが、国会で認められたものについては、国庫債務負担行為により複数年にわたる契約が締結できる。本件はそれにあたる契約である。